

岩沼市立小中学校空調設備導入事業  
公募型プロポーザル  
最優秀提案者決定基準

平成30年11月

岩 沼 市

## 1 最優秀提案者決定基準の位置づけ

岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル最優秀提案者決定基準（以下「最優秀提案者決定基準」という。）は、岩沼市（以下「市」という。）が、岩沼市立小中学校空調設備導入事業（以下「本事業」という。）を実施する企業（以下「選定企業」という。）の募集及び選定を行うにあたって、本事業の公募型プロポーザルに参加しようとする共同企業体（以下「企業体」という。）の中から、最も優れた提案を行った企業体（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、企業体の提案に具体的な指針を与えるものであり、企業体へ公表する「岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル募集要領」と一体のものとする。

## 2 最優秀提案者選定の概要

### (1) 審査方法

最優秀提案者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、企業体の提案を幅広く取り入れる観点から、「岩沼市立小中学校空調設備導入事業設計・施工一括発注方式実施要領」、「岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル募集要領」及び「岩沼市立小中学校空調設備導入事業要求水準書」に基づき、本事業に係る提案内容及び価格等を審査し、定量的評価及び定性的評価を行う。

### (2) 最優秀提案者選定の体制

審査にあたっては、岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、選定基準に関する審議、並びに参加する企業体により提出された本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「提案書等」という）の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

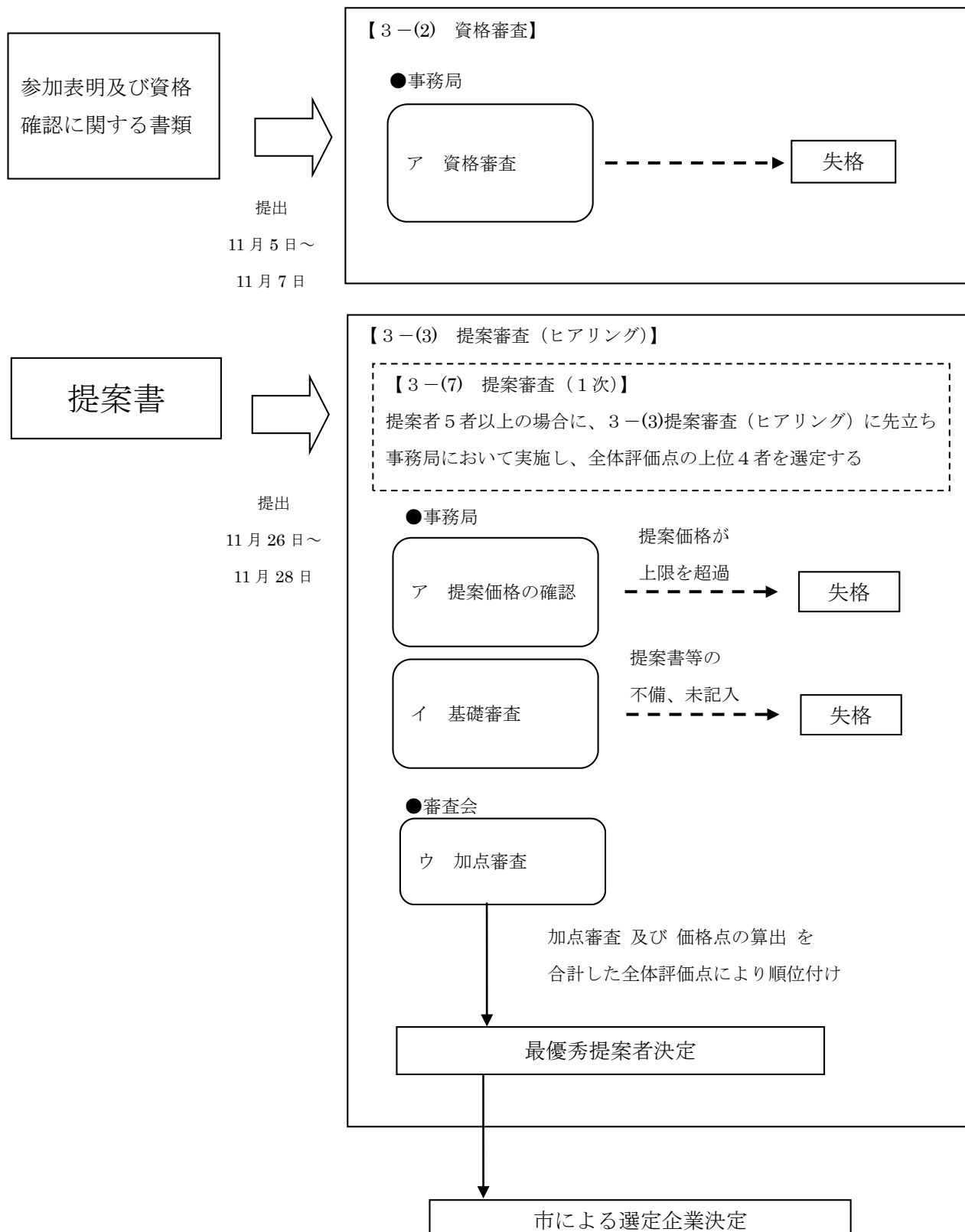
なお、この審査会の審査内容は非公開とする。

## 3 最優秀提案者選定方法

### (1) 選定方法の流れ

最優秀提案者の選定については、二段階の審査により実施し、資格審査として企業体の参加資格要件を確認する審査を行い、提案審査として提案価格の確認、書類の不備及び未記入の確認（基礎審査）、要求水準以上の提案審査（加点審査）を行う。なお、提案審査に資格審査の結果は影響しない。

【図1 審査の流れ】



## (2) 資格審査

下記に示す資格審査により、企業体の参加資格要件の審査を実施する。なお、1項目でも当該要件を満たしていない企業体があった場合は、失格（提案参加資格がない。）とする。

### ア 資格審査

企業体から提出された参加資格確認申請書類に基づき、「岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル募集要領」に定める参加資格要件を満たしているか項目について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

## (3) 提案審査（ヒアリング）

企業体から提出された提案書等の審査を行う。審査にあたり、企業体によるプレゼンテーション、審査会による応募企業体へのヒアリングを実施する。

なお、企業体から提出された提案書等に疑義がある場合は、代表企業に内容の確認及び追加資料の提出や個別のヒアリングを求める場合がある。また、企業体への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等については、提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力があるものとして取扱う。

### ア 提案価格の確認

市は、企業体が提出した価格提案書に記載した価格について、市が設定した提案上限額を超えていないことを確認する。

### イ 基礎審査

企業体から提出された提案書類を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。提案書等に不備や未記入の書類がある場合は、失格とする。

### ウ 加点審査

配点は、60点+10点（ヒアリング）の計70点とし、別紙の【表1 評価項目及び配点等】に示す評価項目及び配点に従い、企業体の提案内容について加点評価し得点化する。

また、得点化に際しては、別紙の【表2 各評価項目の得点化基準】により提案内容を4段階で評価し、得点を付与する。

なお、算出の際は、審査項目の得点合計に係る審査員の平均点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

## (4) 価格点の算出

提案価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 企業体（提案上限額をこえ、失格となった企業体は除く）のうち、価格が最低であるものを第1位とし、価格点の満点である40点を付与する。
- ・ その他の価格点は、第1位の提案価格（最低価格）と当該参加企業体の提案価格との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

$$\text{価格点} = 40 \text{点} \times \left( \frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該提案価格}} \right)$$

(5) 全体評価

審査会は、「加点審査」及び「価格点の算出」で算出した点数を合計し、全体評価点を算出する。

(6) 最優秀提案者の選定

審査会は、最も全体評価点の高い者を最優秀提案者として選定する。

なお、最も高い全体評価点の者が2者以上あるときは、価格点の高い者を最優秀者とし、更に価格点と同点である場合には、「加点審査」に定める《事業計画の妥当性：30点》の点数が高い者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者の次に点数が高い者を次点とする。

提案審査（ヒアリング）に進んだ者が1者であった場合には、全ての評価項目において【表2 各評価項目の得点化基準】に示す評価の「D」がなく、かつ、審査員の「加点審査」による点数の平均が配点の60%以上であれば、当該提案者を最優秀者として選定するものとする。

(7) 提案審査（1次）

提案審査（1次）は、書類審査とし、提案者が5者以上の場合に、(3)提案審査（ヒアリング）に先立ち事務局において実施し、全体評価点の上位4者を選定する。

その場合の評価方法は、(3)提案審査（ヒアリング）、(4)価格点の算出及び(5)全体評価に準拠し、(3)ウ加点審査を下記のとおりとする。

- ・ 配点は、ヒアリングを除く60点とし、別紙の【表1 評価項目及び配点等】に示す評価項目及び配点に従い、企業体の提案内容について加点評価し得点化する。

また、得点化に際しては【表2 各評価項目の得点化基準】により提案内容を「評価C及びD」の2段階で評価し、得点を付与する。

なお、算出の際は、審査項目の得点合計の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

【表1 評価項目及び配点等】

No.	評価項目	配点
事業計画の妥当性に関する項目		計 30 点
1	基本方針への配慮・工夫	5 点
2	業務体制の構築	5 点
3	スケジュールの実現手法	20 点
安全対策に関する項目		計 10 点
4	安全確保への配慮・工夫	10 点
提案に関する項目		計 20 点
5	維持管理に関する提案	10 点
6	環境負荷低減に関する提案	5 点
7	その他に関する提案	5 点
ヒアリングに関する項目		
8	ヒアリングについて	計 10 点

【表2 各評価項目の得点化基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	極めて優れた具体的な提案がある	配点×1.0
B	優れた具体的な提案がある	配点×0.6
C	具体的な提案がある	配点×0.2
D	具体的な提案がない	配点×0.0

## 別紙 7

### 【提案書の作成に関する留意事項について】

提案書の作成にあたっては、下記のことについて留意し作成すること。

#### 事業計画の妥当性に関する項目：30点

##### No.1 基本方針への配慮・工夫（様式3-7）

要求水準書第1-3の(1)~(5)の全ての項目に関する配慮・工夫を明示すること。

##### No.2 業務体制の構築（様式3-7）

設計業務、施工業務、工事監理業務について、下記の点を明示すること。

- ・代表企業、構成員等での役割分担及び業務実施体制の構築
- ・市、施設管理者等との連絡調整を行う業務実施体制の構築
- ・業務実施に対する業務管理体制の構築

##### No.3 スケジュールの実現手法（様式3-8、3-9）

スケジュールを実現するための具体的な取り組みについて、下記の点を踏まえ明示すること。

また、現段階で想定する具体的な工程表を作成すること。

- ・スケジュールを実現するための業務実施体制の構築
- ・児童生徒の学習への支障、影響に配慮した施工体制の構築

#### 安全対策に関する項目：10点

##### No.4 安全確保への配慮・工夫（様式3-10）

安全確保への配慮・工夫について、下記の点を明示すること。

- ・施工時における具体的な手法
- ・運用時における具体的な手法

#### 提案に関する項目：20点

##### No.5 維持管理に関する提案（様式3-11）

維持管理に関する提案について、下記の点を明示すること。

- ・想定される10年間の具体的な維持管理コストについて
- ・故障などの緊急時の対応・対策における提案について
- ・ライフサイクルコストにおける提案について（主に光熱水費の削減、維持管理費の抑制）
- ・機器使用時（運用時）における機能の提案について

##### No.6 環境負荷低減に関する提案（様式3-12）

環境負荷低減に関する提案について、下記の点を明示すること。

- ・省エネルギー対策に関する提案について
- ・環境衛生に関する提案について

##### No.7 その他に関する提案（様式3-12）

その他に関する提案について、本事業において実施するものを明示すること。